写

感対第６２５－１号
令和８年１１月１１日

一般社団法人埼玉県医師会
会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　縄田　敬子
（公印省略）

レジオネラ症患者等の増加に伴う対応について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

レジオネラ症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）において四類感染症に位置付けられており、当該感染症の患者等を診断した医師は、患者等の年齢や性別等を都道府県知事に届け出ることが義務付けられています。

本県では、今年（令和８年）１１月１１日時点で１４３件（速報値）の届出があり、これは過去１０年間で最も届出が多かった令和６年の１４１件を既に上回っております。

レジオネラ症は、土壌や河川等に生息する菌に汚染されたエアロゾル（細かい霧やしぶき）や粉じんを吸い込むことで感染し、重篤な肺炎を引き起こすことがあります。人から人へは感染しませんが、代表的なエアロゾル感染源としては、冷却塔水、加湿器や循環式浴槽などが報告されています。今後、冬季の感染症流行シーズンにおける診療において、肺炎が疑われる症状の患者を診察する機会があるかと存じます。その際には、レジオネラ症の鑑別診断の実施も必要に応じて行うことが重要と考えています。

このようなことから、御多忙のところ恐縮ですが、下記を貴会会員に御周知くださるようお願いいたします。

本件については、地方独立行政法人埼玉県立病院機構、県福祉部、県保健所、保健所設置市、県衛生研究所に対し別途通知したことを申し添えます。

記

１　全身倦怠感や発熱、呼吸器症状等がある患者等が受診された際は、必要に応じて循環式浴槽（自宅、入所施設等）や超音波式加湿器等の利用の有無を確認し、レジオネラ症も念頭に置いた検査（尿中抗原検査等）をお願いいたします。

２　レジオネラ症と診断された場合は、最寄りの保健所に速やかに届け出るとともに、保健所による感染源探索のため、抗菌薬投与前の喀痰の確保に御協力をお願いいたします。

【参考】
「レジオネラ症」 厚生労働省ホームページ：
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00393.html

担　当：感染症対策課　感染症担当
電　話：048-830-7330
E-mail：a3510-17@pref.saitama.lg.jp